



(財)財務会計基準機構会員

平成 18 年 5 月 26 日

会社名 日本精蠟株式会社

代表社名 代表取締役社長 渡口 勝彦

(コード番号 5010 東証第 2 部)

問合せ先 総務部長 森脇萬雄

(TEL 03 - 3523 - 3530)

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 26 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会は取締役会規則・細則に基づき、毎月 1 回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

取締役会は取締役会規則・細則等の付議事項に関する関係規定を整備し、当該関係規定に基づき、当社の業務執行を決定する。

取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は担当業務の執行状況を四半期毎に取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

当社は監査役会設置会社である。各監査役は監査役会が定めた監査役会規則および監査役監査基準等に基づき、取締役会をはじめ重要会議に出席するほか、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務の執行の監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る文書および情報を、法令および「社規管理規程」「文書取扱規程」等の関係諸規定の定めに従い、適切に記録・保存・管理する。

前項の文書および情報は、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

法令および証券取引所の規則等に定める開示事項は、適時適切な開示に努める。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

取締役会は事業の継続性確保のためリスク管理体制を適宜見直し、問題点の把握と改善に努める。

全社的リスク管理の所管部門である企画管理部は、各部門のリスク管理体制の整備を支援するとともに、全社的なリスクの把握およびその取組状況を監査し、その監査結果を適時取締役会に報告する。

各部門の長および使用人は自部門のリスク管理体制を適宜整備・改善するとともに、

自部門に内在するリスクの洗い出しを定期的を実施し、そのリスクの軽減に努める。工場の安全および環境整備に関しては、認証取得した環境マネジメントシステムのほか、安全対策のための基本方針および事故発生時の対策措置について定めた「安全対策本部規程」等に基づき、適宜整備・改善に努める。

4. 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離および権限と責任の明確化を図るために執行役員制度を導入し、取締役会は経営戦略・方針の決定および業務執行の監督等高度な経営判断に専念し、執行役員会は業務執行機能の役割を明確化し、業務執行の迅速な対応に努める。執行役員の任命および業務分担は取締役会の決議により決定する。

取締役会および執行役員会は毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

取締役会は中期経営計画および年次経営目標を策定し、取締役および執行役員はその達成に向けて業務を遂行するとともに四半期毎に業務の進捗状況の実績管理を実施し取締役会および執行役員会に報告する。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

使用人は法令および従業員就業規則のほか関係諸規定に基づき、法令遵守・企業倫理に則った行動のもと業務の執行に当たり、各部門は職制を通じて業務執行の徹底と監督を行うものとする。

企画管理部をコンプライアンスおよび内部監査の担当部とし、「内部監査規程」に基づき各部門の業務監査・制度監査を実施し、不正の発見、防止およびその改善を図るとともに、その監査結果を定期的に取り締役に報告する。

企画管理部と総務部は連携してコンプライアンスの周知徹底を図るために定期的に社員研修を実施する。

違法行為等によるコンプライアンスリスクの最小化を図るために、内部通報制度等の整備・構築を図る。

6. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の非連結子会社1社の経営については、子会社の自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告および重要案件の事前協議を実施する等適正な子会社管理に努める。

子会社の取締役または監査役は当社の役職員が兼務し、当社の取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、当社の監査役は子会社の業務執行状況を監査する。

子会社は当社との連携を図り、内部統制システムの整備を図る。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、監査役からの要請ある場合は監査役の職務補助のため監査役スタッフを置くものとする。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の要請ある場合は監査役スタッフの独立性を確保するため、当該使用人の人事に係る事項の決定には事前に監査役会の同意を得ることとする。

9. 取締役、執行役員および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員および使用人は、監査役の求めに応じて業務執行状況を報告する。

取締役は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合は発見次第直ちに監査役会に報告する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役は適宜会合をもち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深めるよう努める。

監査役会は代表取締役および取締役会に対し、監査方針および監査計画ならびに監査の実施状況・結果について適宜報告する。

監査役会は内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。

監査役会は会計監査人と適宜会合をもち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

以上